名古屋地方裁判所　民事第６部
倉田　慎也　裁判長　殿

伊藤晃平君は、愛護手帳１度の自閉症と重度知的障害があり、手を離せば、そこが安全か危険かわからず、行ってしまいます。名北福祉会の施設、「ショートステイＷＩＴＨ(ウイズ)」の入所申込時に、その旨を伝え、「24 時間の見守りが必要。部屋にはかぎをかけて。」等の重要事項を申しでていました。

しかし。晃平君は、平成 19 年 12 月 22 日、午前 5 時 30 分ころ、「ショートステイ中、階段を２階から１階まで転落し、15 歳の命をなくしました。介護人がそばにいて声をかけていながら、部屋を一人で出た晃平君は、トイレと思ったところが階段で、一歩踏み出したとたん、階段をころげ落ちてしまったのです。名北福祉会と介護人の安全配慮義務違反が、このような悲惨な事故をまねいたと思います。

名北福祉会の転落死後の対応は、「裁判が決着したら謝罪する」というひどいものでした。損害保険会社の担当者は、「生きていても社会に対する利益がないケースだ」と言い切るのです。

障害者に逸失利益はないとか、死亡事故に対する補償は健常者より少なくてもよいとする論理は、人の命を差別する論理です。

晃平君のお母さんは、「ショートステイを、養護学校高等部を卒業したら働けるようになる訓練の一つ」と考え、ＷＩＴＨを３回目の利用でした。晃平君には大きな希望があり、親には、子の成長へのあつい願いがありました。

「生きていても社会に対する利益がないケースだ」という考え方は、もう日本の社会から払拭しなければならないと思います。

憲法 14 条「…社会的身分…により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と基本的人権を保障しています。障害者基本法第三条は、「すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。」と人権を保障しています。

障害者も社会の構成員の一員として、ひとしく人権と尊厳が守られ、且つ損害の賠償がなされる社会でなければなりません。

**貴裁判所におかれて**

**１　審理を十分に行い、転落死の真相と原因をあきらかにしてください。**

**２　障害者だからと差をつけず、人として命に軽重をつけないでください。**

| 氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |